

## 長岡京市教育委員会後援名義の使用に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体その他団体又は個人が主催する事業に対する長岡京市教育委員会（以下「委員会」という。）の後援名義の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (承認の基準)

第2条 委員会は、後援名義の使用承認の申請に係る事業が、次に掲げる基準を満たしていると認められるときは、当該事業の後援名義の使用を承認するものとする。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 内容、目的等を総合的に勘案して長岡京市の教育の振興に寄与すると認められること。
- (2) 宗教的又は政治的色彩を有しないこと。
- (3) 公序良俗に反していないその他社会的非難を受けるおそれがないこと。
- (4) 私的な利益を目的としていないこと。
- (5) 営利、宣伝及び売名を目的としていないこと。
- (6) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的としていないこと。
- (7) 暴力、威力又は詐欺的不法行為等を行うおそれのある組織又は個人にとって利益になるものでないこと。
- (8) 入場料、参加料等（当該費用が少額で対象者の経済的負担が過重でない認められるものを除く。）を徴収しないこと。
- (9) 長岡京市内又は乙訓地域で実施され、広く一般市民を対象としていること。
- (10) 主催者の存在が明確であり、事業遂行能力が十分であると認められること。
- (11) 全国レベルの大会等については、京都府教育委員会が後援していること。
- (12) 教育行政の運営に支障をきたさないこと。

### (後援の使用)

第3条 後援名義の使用承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）は、当該事業に関し発行する印刷物等に、委員会が後援している旨の表示をすることができる。

### (申請の手続)

第4条 後援名義の使用承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業を実施する1か月前までに、後援名義使用承認申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めたときは、必要事項を記載した任意の書式で申請し、又は添付書類の全部若しくは一部の提出を省略することができる。

- (1) 収支予算書（様式第2号。参加者から入場料、参加料等を徴収するときに限る。）
- (2) 主催者の活動目的及び内容を記載した書類
- (3) その他委員会が必要と認める書類

(承認・不承認)

第5条 委員会は、前条の申請書を受け付けたときは、内容を審査し、適当と認められた場合は長岡京市教育委員会後援名義使用承認書(様式第3号)を、適当と認められない場合は長岡京市教育委員会後援名義使用不承認書(様式第4号)を申請者に交付する。

(承認の条件)

第6条 委員会は、後援名義の使用を承認したときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 使用承認期間は、承認した日から当該事業終了日までとし、同一年度内を限度とするものとする。
- (2) 当該事業内容に変更が生じたとき、又は当該事業を中止するときは、第7条の規定に基づき委員会に届けなければならない。
- (3) 承認を受けた者は、事業終了後第9条の規定に基づき事業実施報告をしなければならない。

2 前項の条件を履行しなかった場合、新たな承認は行わないものとする。なお、同一団体とみなされるものが形式的に名義を変えている場合も同様とする。

(内容変更の届出)

第7条 承認を受けた者は、当該事業内容に変更が生じたとき、又は当該事業を中止するときは直ちに後援名義使用内容変更届出書(様式第5号)により委員会に届けなければならない。

(承認の取消し等)

第8条 委員会は、第5条の規定に基づく承認に係る事業の内容(前条の規定による届出を行った場合にあっては当該変更後の内容)が次の各号のいずれかに該当するときは、後援の承認を取り消すことができる。

- (1) 第2条の基準を満たさない事実が判明したとき。
- (2) 虚偽の申請内容が判明したとき。
- (3) その他後援等を行うにふさわしくない事態が生じたとき。

2 委員会は、前項の規定により後援の承認を取り消したときは、承認を受けた者に長岡京市教育委員会後援名義使用承認取消通知書(様式第6号)により通知する。

3 委員会は、事業が実施された後に、当該事業が第2条の基準を満たさないことが判明したときは、適切な措置を講ずるよう承認を受けた者に要請することができる。

4 第1項の規定による取消しにより生じた損害について、委員会は一切その責を負わない。

(事業実施報告)

第9条 承認を受けた者は、当該事業終了後30日以内に後援名義使用事業実施報告書(様式第7号)により報告しなければならない。

2 前項の規定による事業実施報告は、参加者から入場料、参加料等を徴収する事業にあつては収支決算書（様式第8号）を添付するものとする。

（委員会の免責）

第10条 委員会は、後援名義の使用承認をした事業に関し、一切の責任を負わない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。